

埼玉県立豊岡高等学校同窓会会則（改正後）

第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は、埼玉県立豊岡高等学校同窓会と称する。

（目的）

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、埼玉県立豊岡高等学校(以下「母校」という。)の発展と社会文化の向上に貢献することを目的とする。

（事務所）

第3条 本会は、事務所を母校内に置く。

（事業）

第4条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 会員名簿の管理
- 2 会報の発行
- 3 母校及び在校生への助成
- 4 在校生との交流
- 5 記念事業
- 6 その他目的を達成するために必要な事業

（帳簿）

第5条 本会に次の帳簿を備える。

- 1 会員名簿
- 2 会計簿
- 3 会議議事録

第2章 会 員

（会員）

第6条 本会は、母校卒業生(以下「会員」という。)で組織する。但し、1年以上在学した者も会員になることができる。

（顧問・客員）

第7条 本会に、顧問及び客員を置く。

- 1 顧問は、校長と会長・副会長経験者の中より常任理事会で推薦し、総会で承認を得る。
- 2 客員は、母校現職員及び旧職員とするが、第6条の資格を有する者は、会員とする。

第3章 役員

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- | | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 会長 | 1名 |
| 2 | 副会長 | 若干名 |
| 3 | 常任理事 | 若干名 |
| 4 | 理事 | 若干名 |
| 5 | 監事 | 2名 |
| 6 | 庶務・会計 | 若干名 |
| 7 | 会報委員 | 若干名 |

(役員を選出方法)

第9条 役員を選出は、次の方法による。

- 1 会長、副会長は、会員の中より常任理事会で推薦し、総会で承認を得る。
- 2 常任理事は、理事又は会員の中より選出し、常任理事会で承認を得る。
- 3 理事は、クラス代表等の中より卒業年度毎に選出する。
- 4 監事は、会員の中より会長が委嘱し、常任理事会の承認を得る。
- 5 庶務・会計は、常任理事の中より会長が委嘱する。
- 6 会報委員は、常任理事の中より会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第10条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総理するとともに、会議の議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- 3 常任理事は、会務を処理し、本会の運営にあたる。
- 4 理事は、同期生を統括し、その会務を処理する。
- 5 監事は、会計を年一回監査する。
- 6 庶務・会計は、本会の庶務・会計を処理する。
- 7 会報委員は、会報「出藍」を発行する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、二年とする。但し、再任を妨げない。

第4章 会議

(会議)

第12条 本会の会議は、総会・常任理事会・理事会とし、会長が招集・開催する。

(総会)

第13条 総会は、第6条の会員を以て構成し、毎年一回開くことを原則とし、本

会の事業及び会計の報告、会則の改正等の重要事項を決議する。

1 総会は、常任理事会に代えることができる。

2 臨時総会は、必要に応じ会長が召集・開催することができる。

(常任理事会・理事会)

第14条 常任理事会、理事会は、必要に応じ会長が召集する。

(決議)

第15条 本会の各種会議の決議は、出席者の多数決とするが、可否同数のときは、議長が之を決する。

第5章 会 計

(経費)

第16条 本会の経費は、入会金、終身会費、寄付金その他の収入を以て之にあてる。

(入会金・終身会費)

第17条 新入会員は、前条の入会金3,000円、終身会費7,000円を卒業時等に納入する。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

第6章 基 金

(基金)

第19条 第4条第3号及び第5号に規定する事業のため、本会に基金を設けることができる。

第7章 設立年月日

(設立年月日)

第20条 本会の設立年月日は、豊岡農業学校同窓會が設立された大正11年3月30日とする。

第8章 雑 則

(個人情報)

第21条 本会が所有する個人情報は、非公開扱いとし、第4条に規定する事業運営以外には使用しない。

(細則)

第22条 本会の会則に規定しない細則は、常任理事会の決議で定める。

附 則

本会会則は、昭和 30 年 3 月 20 日より施行する。

昭和 33 年 5 月 1 日一部改正

昭和 43 年 3 月 1 日一部改正

昭和 60 年 1 月 20 日一部改正

昭和 62 年 9 月 28 日一部改正

平成 3 年 10 月 30 日一部改正

平成 28 年 6 月 7 日一部改正

令和 8 年 6 月 25 日一部改正

【備考：会則改正履歴等を 100 周年記念誌等より抜粋】

豊岡農業学校同窓会々則

大正 11 年 3 月 30 日施行

豊岡實業学校同窓会會則

昭和 3 年 4 月 改正

※校名変更

豊岡實業高等学校同窓会會則

昭和 30 年 3 月 20 日改正

※高等追加

昭和 33 年 5 月 1 日一部改正

埼玉県立豊岡高等学校同窓会会則

昭和 43 年 3 月 20 日一部改正

※校名変更

《昭和 30 年 3 月 20 日施行》

昭和 60 年 1 月 20 日一部改正

昭和 62 年 9 月 28 日一部改正

平成 3 年 10 月 30 日一部改正

平成 28 年 6 月 7 日一部改正

令和 8 年 6 月 25 日一部改正 ☆

☆①事業(4 条)/基金(19 条)/設立年月日(20 条)/個人情報(21 条)の追加

②役員の監事の定数を 2 名に変更と会報委員を追加

③理事をクラス代表からクラス代表等に改め、選出人数の 2 名を削除

④総会の審議項目に会則改正と総会を常任理事会に代えることができる規定を追加

⑤現在支部が存在していないので削除と各条文に見出しを追加